

一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

平成29年度

設置者名	弟子屈町
施設名称	弟子屈町廃棄物処理施設
設置場所	弟子屈町字美留和147番5

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（一般廃棄物処理施設の維持管理等）
法第八条の三第二項 第八条第一項の許可（同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

I 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

別紙のとおり

II 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

下のとおり

目次

- 1 受け入れた廃棄物の種類及び量
- 2 埋立した廃棄物の種類及び量
- 3 最終処分場維持管理状況
- 4 最終処分場残余容量の測定
- 5 最終処分場周辺の地下水、浸出水処理施設の放流水の水質測定の記録等
 - (1) 地下水観測井（下流）
 - (2) 地下水観測井
 - (3) 放流水採取口

1 受け入れた廃棄物の種類及び量

単位：kg

項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計		
家 庭 ご み	可燃ごみ	収集ごみ	74,910	88,660	79,630	83,150	98,720	88,010	85,210	84,240	82,330	83,330	65,880	73,050	987,120	
		搬入ごみ	11,110	16,440	16,210	11,820	12,190	10,400	11,730	19,290	11,280	7,050	6,380	17,370	151,270	
		小 計	86,020	105,100	95,840	94,970	110,910	98,410	96,940	103,530	93,610	90,380	72,260	90,420	1,138,390	
	不燃ごみ	収集ごみ	10,500	11,520	9,050	8,290	8,850	7,760	8,160	10,870	14,130	7,230	5,380	7,650	109,390	
		搬入ごみ	19,800	23,670	14,580	13,190	18,370	10,820	21,260	22,320	27,610	6,500	8,250	16,850	203,220	
		小 計	30,300	35,190	23,630	21,480	27,220	18,580	29,420	33,190	41,740	13,730	13,630	24,500	312,610	
	粗大ごみ		900	1,100	140	970	320	200	1,230	190	1,780	90	310	700	7,930	
	資 源	古紙類	ダンボール	12,430	39,410	9,360	21,700	24,190	37,170	12,690	25,750	22,010	23,140	22,020	27,500	277,370
			新聞	7,760	7,460	7,010	7,090	6,770	8,380	8,000	9,040	9,090	7,940	5,080	8,850	92,470
			雑誌	8,620	13,450	6,260	6,130	7,370	7,780	6,920	7,650	10,660	10,840	6,820	7,500	100,000
			紙パック	0	334	0	344	0	334	0	250	0	300	0	250	1,812
			小 計	28,810	60,654	22,630	35,264	38,330	53,664	27,610	42,690	41,760	42,220	33,920	44,100	471,652
		ガラス類	無色びん	0	0	12,420	0	0	0	0	0	12,370	0	0	0	24,790
			茶色びん	0	0	0	0	15,200	0	0	0	0	14,790	0	0	29,990
			その他びん	0	0	0	0	0	0	13,250	0	0	0	0	0	13,250
小 計			0	0	12,420	0	15,200	0	13,250	0	12,370	14,790	0	0	68,030	
金属類		スチール缶	2,420	0	0	1,350	1,990	2,010	0	670	1,370	690	0	1,400	11,900	
		アルミ缶	4,600	0	0	2,810	4,680	4,610	0	2,280	2,360	2,350	0	2,550	26,240	
		金属スクラップ	4,140	9,360	9,150	42,010	3,270	15,150	4,710	9,185	6,220	3,420	7,110	6,810	120,535	
		小 計	11,160	9,360	9,150	46,170	9,940	21,770	4,710	12,135	9,950	6,460	7,110	10,760	158,675	
プラスチック類		ペットボトル	2,586	3,380	2,526	4,180	4,072	4,152	2,168	2,840	2,860	2,840	2,120	2,210	35,934	
		発泡スチロール	0	0	0	379	0	0	0	0	275	0	0	0	654	
	その他	5,130	5,420	1,840	7,290	7,180	0	7,130	3,440	6,700	3,340	3,250	6,740	57,460		
	小 計	7,716	8,800	4,366	11,849	11,252	4,152	9,298	6,280	9,835	6,180	5,370	8,950	94,048		
布 類		211	466	404	335	410	142	348	242	381	191	212	325	3,667		
使用済小型家電		0	0	2,869	2,063	1,995	2,381	3,954	0	2,372	2,449	0	0	18,083		
有害ごみ	乾電池	0	0	0	0	1,380	0	0	0	0	0	0	0	1,380		
	蛍光灯	0	0	0	0	2,670	0	0	0	0	0	0	0	2,670		
	小 計	0	0	0	0	4,050	0	0	0	0	0	0	0	4,050		
計		47,897	79,280	51,839	95,681	81,177	82,109	59,170	61,347	76,668	72,290	46,612	64,135	818,205		
合 計		165,117	220,670	171,449	213,101	219,627	199,299	186,760	198,257	213,798	176,490	132,812	179,755	2,277,135		
累 計		165,117	385,787	557,236	770,337	989,964	1,189,263	1,376,023	1,574,280	1,788,078	0	0	0			
事 業 系 ご み	可燃ごみ	60,330	73,570	67,810	83,590	97,400	73,110	68,750	59,790	56,380	55,310	54,460	56,400	806,900		
	不燃ごみ	11,640	18,580	9,730	16,320	18,370	10,820	14,820	11,680	7,180	7,770	5,150	9,260	141,320		
	合 計	71,970	92,150	77,540	99,910	115,770	83,930	83,570	71,470	63,560	63,080	59,610	65,660	948,220		
	累 計	71,970	164,120	241,660	341,570	457,340	541,270	624,840	696,310	759,870	822,950	882,560	948,220			
総 合 計		237,087	549,907	798,896	1,111,907	1,447,304	1,730,533	2,000,863	2,270,590	2,547,948	822,950	882,560	948,220	15,348,765		
累 計		297,417	847,324	866,706	1,195,497	1,544,704	1,803,643	2,069,613	2,330,380	2,604,328	878,260	937,020	1,004,620	16,379,512		

2 埋立した廃棄物の種類及び量

単位：kg

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
不燃ごみ	29,120	32,840	16,510	23,780	23,010	10,210	26,530	26,230	36,480	12,770	6,850	21,820	266,150

3 最終処分場維持管理状況

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく維持管理

維持管理の状況		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	関係法令
擁壁等	点検日	4月28日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月29日	10月27日	11月30日	12月29日	1月31日	2月28日	3月30日	第1条第2項第7号
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
遮水工	点検日	4月28日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月29日	10月27日	11月30日	12月29日	1月31日	2月28日	3月30日	第1条第2項第9号
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
調整池	点検日	4月28日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月29日	10月27日	11月30日	12月29日	1月31日	2月28日	3月30日	第1条第2項第13号
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
浸出液処理設備	点検日	4月28日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月29日	10月27日	11月30日	12月29日	1月31日	2月28日	3月30日	第1条第2項第14号口
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
浸出液処理設備に設けられた導水管又は配管の防凍措置	点検日	4月28日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月29日	10月27日	11月30日	12月29日	1月31日	2月28日	3月30日	第1条第2項第14号の2
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													

4 最終処分場残余容量の測定

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく残余容量の測定

単位：m³

維持管理の状況	点検頻度	測定年月日	埋立容量	埋立済容量	残余容量	関係法令
残余容量	年1回	3月31日	55,000	20,543	34,457	第1条第2項第19号

最終処分場周辺の地下水、浸出水処理施設の放流水の水質測定記録等

(1) 地下水観測井（下流）

採水場所： 弟子屈町字美留和147番5

① 毎月検査

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ハ及び第1条第2項第11号

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月12日	5月10日	6月7日	7月5日	8月2日	9月6日	10月4日	11月8日	12月6日	1月10日	2月7日	3月7日
結果の得られた日	4月27日	5月17日	6月14日	7月12日	8月9日	9月14日	10月12日	11月27日	12月13日	1月17日	2月14日	3月15日
塩化物イオン	20	15	14	14	14	14	13	13	13	21	31	13
電気伝導率	20	18	18	17	17	19	17	17	18	18	21	15
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年2回検査その1 ※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項 目	1回目	2回目	項 目	1回目	2回目	項 目	1回目	2回目
採取した日	4月12日	11月8日	トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	チウラム	< 0.0006	< 0.0006
結果の得られた日	4月27日	11月27日	テトラクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	シマジン	< 0.0003	< 0.0003
アルキル水銀	< 0.0005	< 0.0005	ジクロロメタン	< 0.002	< 0.002	チオベンカルブ	< 0.002	< 0.002
総水銀	< 0.0005	< 0.0005	四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	ベンゼン	< 0.001	< 0.001
カドミウム	< 0.0003	< 0.0003	1,2-ジクロロエタン	< 0.0004	< 0.0004	セレン	< 0.001	< 0.001
鉛	< 0.001	< 0.001	1,1-ジクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	1,4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005
六価クロム	0.029	0.017	1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	< 0.004	塩化ビニルモノマー	< 0.0002	< 0.0002
砒素	0.003	0.002	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.001	< 0.001	異常の有無	無	無
全シアン	< 0.1	< 0.1	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006	< 0.0006	必要な措置を講じた日		
ポリ塩化ビフェニル	< 0.0005	< 0.0005	1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002	< 0.0002	講じた措置の内容		

③ 年2回検査その2 ※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項 目	内容	項 目	内容	項 目	1回目	2回目
採取した日	4月12日	ダイオキシン類	0.31	必要な措置を講じた日		
結果の得られた日	5月8日	異常の有無	無	講じた措置の内容		

(2) 地下水観測井(上流) 採水場所: 弟子屈町字美留和79番地1

① 毎月検査項目 ※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ハ及び第1条第2項第11号

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月12日	5月10日	6月7日	7月5日	8月2日	9月6日	8月2日	11月8日	12月6日	1月10日	2月7日	3月7日
結果の得られた日	4月27日	5月17日	6月14日	7月12日	8月9日	9月14日	8月9日	11月27日	12月13日	1月17日	2月14日	3月14日
塩化物イオン	7	7	7	7	7	7	7	7	7	10	9	8.9
電気伝導率	8.7	8	8.7	8.5	8.6	9.8	8.6	9.2	10	10	9.7	6
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年2回検査その1 ※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項 目	1回目	2回目	項 目	1回目	2回目	項 目	1回目	2回目
採取した日	4月12日	11月8日	トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	チウラム	< 0.0006	< 0.0006
結果の得られた日	4月27日	11月27日	テトラクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	シマジン	< 0.0003	< 0.0003
アルキル水銀	< 0.0005	< 0.0005	ジクロロメタン	< 0.002	< 0.002	チオベンカルブ	< 0.002	< 0.002
総水銀	< 0.0005	< 0.0005	四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	ベンゼン	< 0.001	< 0.001
カドミウム	< 0.0003	< 0.0003	1,2-ジクロロエタン	< 0.0004	< 0.0004	セレン	< 0.001	< 0.001
鉛	< 0.001	< 0.001	1,1-ジクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	1,4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005
六価クロム	< 0.005	< 0.005	1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	< 0.004	塩化ビニルモノマー	< 0.0002	< 0.0002
砒素	< 0.002	< 0.002	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.001	< 0.001	異常の有無	無	無
全シアン	< 0.1	< 0.1	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006	< 0.0006	必要な措置を講じた日		
ポリ塩化ビフェニル	< 0.0005	< 0.0005	1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002	< 0.0002	講じた措置の内容		

③ 年2回検査その2 ※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項目	内容	項目	内容	項目	1回目
採取した日	4月12日	ダイオキシン類	0.62	必要な措置を講じた日	
結果の得られた日	5月8日	異常の有無	無	講じた措置の内容	

(3) 放流水採取口 採水場所： 弟子屈町字美留和147番5

① 毎月検査項目 ※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ハ及び第1条第2項第11号

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月12日	5月10日	6月7日	7月5日	8月2日	9月6日	10月4日	11月8日	12月6日	1月10日	2月7日	3月7日
結果の得られた日	4月27日	5月17日	6月14日	7月12日	8月9日	9月14日	10月12日	11月27日	12月13日	1月17日	2月14日	3月15日
水素イオン濃度(水素指数)	7.6	7.6	7.7	7.5	7.4	7.6	7.9	7.7	7.9	7.9	7.5	7.4
生物学的酸素要求量	< 0.5	< 0.5	< 0.5	0.9	0.6	< 0.5	< 0.5	0.7	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
化学的酸素要求量	8.5	6.7	7.2	8.1	9.1	9.3	11.0	8.5	9.4	11.0	7.1	8.2
浮遊物質	2.0	2.0	1.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0	2.0	2.0	1
窒素含有量	5.0	3.6	5.2	4.8	5.0	8.2	7.7	6.2	6.4	7.2	3.1	10
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年2回検査その1 ※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目
採取した日	4月12日	11月8日	1,2-ジクロロエタン	< 0.004	< 0.004	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	< 0.5	< 0.5
結果の得られた日	4月27日	11月27日	1,1-ジクロロエチレン	< 0.02	< 0.02	フェノール類含有量	< 0.1	< 0.1
アルキル水銀化合物	< 0.0005	< 0.0005	シス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.04	< 0.04	銅含有量	< 0.01	< 0.01
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	< 0.0005	< 0.0005	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.03	< 0.03	亜鉛含有量	< 0.01	< 0.01
カドミウム及びその化合物	< 0.0003	< 0.0003	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.006	< 0.006	溶解性鉄含有量	< 0.3	< 0.3
鉛及びその化合物	< 0.001	< 0.001	1,3-ジクロロプロペン	< 0.002	< 0.002	溶解性マンガン含有量	< 0.1	< 0.1
有機リン化合物	< 0.1	< 0.1	チウラム	< 0.006	< 0.006	クロム含有量	< 0.005	< 0.005
六価クロム化合物	< 0.005	< 0.005	シマジン	< 0.003	< 0.003	大腸菌群数	0	0
砒(ひ)素及びその化合物	< 0.01	< 0.01	チオベンカルブ	< 0.02	< 0.02	燐含有量	1	0.63
シアン化合物	< 0.1	< 0.1	ベンゼン	< 0.01	< 0.01	1,4-ジオキサン	< 0.05	< 0.05
ポリ塩化ビフェニル	< 0.0005	< 0.0005	セレン及びその化合物	< 0.01	< 0.01	異常の有無	無	無
トリクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	ほう素及びその化合物	0.26	0.37	必要な措置を講じた日		
テトラクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	ふっ素及びその化合物	0.1	< 0.08	講じた措置の内容		
ジクロロメタン	< 0.02	< 0.02	アモニア、アモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	3.9	4.8			
四塩化炭素	< 0.002	< 0.002	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	< 0.5	< 0.5			

③ 年2回検査その2 ※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項目	内容	項目	内容	項目	1回目	2回目
採取した日	4月12日	ダイオキシン類	0.56	必要な措置を講じた日		
結果の得られた日	5月8日	異常の有無	無	講じた措置の内容		